



十六銀行

# 十六アジアレポート 2018年5月号

JUROKU ASIA REPORT MAY 2018

2018年5月1日 発行

十六銀行 法人営業部 海外サポート室

## 目次

1. シンガポール:「目指す4つの未来像」  
シンガポール駐在員事務所 太田信治
2. タイ:「200Years of U.S.-Thai Friendship」  
バンコク駐在員事務所 西川貴之
3. 中国:「チャイナビジネスセミナー&交流会 in 上海 2018」  
上海駐在員事務所 浅野耕示
4. ベトナム:「持続的な経済発展に向けたもう一つの取組み」  
ベトナム投資開発銀行 ジャパンデスク 大橋豪
5. インドネシア:「インドネシアにおける外国人労働者雇用について」  
バンクネガラインドネシア ジャパンデスク 中嶋幸人
6. ~番外編~アメリカ・ニューヨーク:「米国の住宅ローン事情」  
三菱UFJ銀行 ニューヨークトレーニー 尾美康明
7. 為替相場情報

本書中の情報は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行及び執筆者はその正確性を保証するものではありません。また、本書中の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。

# 1. シンガポール:「目指す4つの未来像」

シンガポール駐在員事務所 太田信治

去る3月1日、シンガポールの2018年度予算案が国会で可決されました。歳出は前年度比8.3%増の800億2,000万シンガポールドル（以下Sドル、1Sドル=約81円、約6兆4,816億円）、歳入は3.3%減の726億8,000万Sドル（約5兆8,871億円）となっており、政府系ファンドの投資収益を含めても、3年ぶりの赤字予算となります。今回は、2018年度予算と税制改正の概要についてご報告します。



【シンガポール国会議事堂】

## 1. 施政方針演説を反映した歳出内訳

歳出内訳を見ますと、前回の本レポートでご報告しました、リー・シェンロン首相が昨年8月に行った施政方針演説の内容が反映されていることが読み取れます。最も顕著なのは、「就学前教育の充実」を図るべく、幼児育成庁に前年度比46.9%増の予算が割り当てられたことです。これにより、社会開発支出のうち、最大の伸び率となったのが同庁を傘下に持つ社会・家族開発省となりました。

## 2. 今後直面する3つの変化と目指すべく4つの未来像

ヘン・スウィーキート財務相は、2月19日に行った予算演説の中で、今年度の予算案について「向こう10年間のシンガポールの発展の基盤を築くもの」と位置づけ、「世界経済のアジアへのシフト」、「ロボティクスやデジタル技術など新技術の台頭」、「高齢化進行による医療、社会関連費用の拡大」という、今後同国が直面するであろう3つの大きな変化に対応する戦略的、総合的な予算だと説明しました。さらにこうした見通しを踏まえて、「活気に満ちた革新的な経済」、「スマートで環境に優しく住みやすい都市」、「高齢化に向けた思いやりと結束力のある社会」、「財政的に持続可能で安全な未来」を構築、実現していくことが重要だと語りました。

## 3. 財源確保の重要性

上述の通り、今年度の予算は積極的な財政拡張スタンスを取っています。特にこの要因となっているのが、高齢化に伴う病院建設などの医療支出の拡大、また住宅、公共交通機関、空港、港湾などインフラ関連支出の増大です。こうした足元の環境への対応と上記4つの未来像実現に向けて、長期的に安定的な財源を確保するため、予算案と同時にいくつかの税制改正が発表されました。その目玉となるのが消費税（以下、GST）の増税です。2021～2025年の間に、税率が現行の7%から9%へと引き上げられることとなりました。その他にも、輸入サービスに対する2020年からのGST課税開始、2019年からの炭素税導入、たばこ税の即日引き上げなども発表されています。

## 4. 未来像実現のカギ

今後、日本を上回るスピードで高齢化が進むとされるシンガポール。社会保障費をはじめとする歳出の増加に見合った歳入を確保すること。そして増税による経済への悪影響を回避すること。これらを両立していくことが4つの未来像実現のカギとなります。政府の強力なリーダーシップのもと、必ずや未来像が現実のものとなることを信じ、今後の進展を見守っていきたいと思います。

## 2. バンコク:「200Years of U.S.-Thai Friendship」

バンコク駐在員事務所 西川貴之

### ■タイ米友好 200年

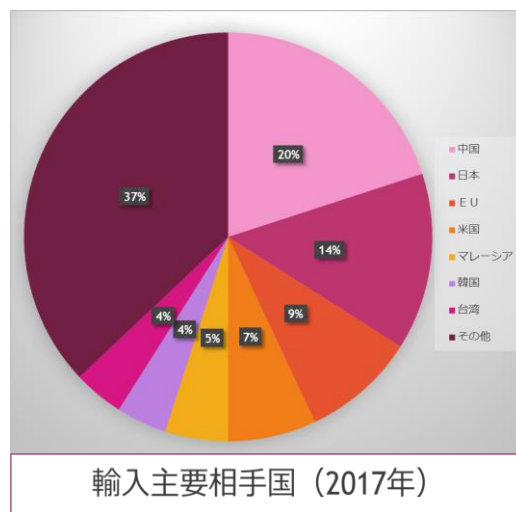
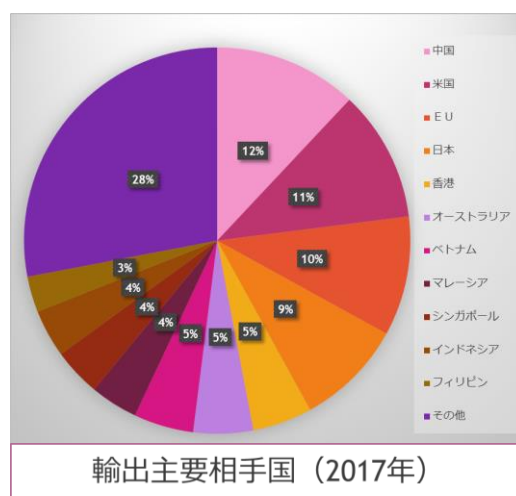
昨年 2017 年は、日タイ修好 130 周年に当たる年でしたが、今年 2018 年は、タイにとっては米国と友好的な接点を持ってから 200 年目の節目の年にあたります。米国第 5 代大統領であるモンロー大統領の書簡がラーマ 2 世王の元にもたらされたのが 1818 年のことで、これがタイ米両国の正式なファーストコンタクトになるそうです。

その後、帝国主義の時代を迎え、タイも 1850 年代には日本と同様、欧米列強から開国を強いられます。タイが米国との修好通商条約を締結したのは 1856 年のことですが、この時の米国全権委任はタウンゼント・ハリスです。ハリスはタイでの任務を終えると日本に向かい、同年 8 月には日本初代領事として下田に領事館を構え、江戸幕府と交渉の末 1858 年に日米修好通商条約を締結しています。ハリスの足跡には、日本、タイ、米国の不思議な縁を感じます。

第二次世界大戦後の冷戦期には、ベトナム、カンボジア、ラオス、ビルマなどタイの周辺国がことごとく共産化する中、米国の支援を受けて共産化を免れました。この時期に特筆すべきは、1966 年にタイ米友好経済条約とでも訳すべき条約が締結されたことです。これにより、米国企業は、一部の業種（通信・銀行・不動産等）を除き、タイ企業と同様の待遇を取得することが可能になりました。つまり米国企業のみ、飲食業や医療等のサービス業においても、マジョリティーを確保した資本構成での開業が可能になりました。日本や諸外国の企業は、外国人事業法の規制により、サービス業を開業する場合はマジョリティーを確保することはできません（BOI 恩典を除く）。

### ■緊密な経済関係

タイから見て、米国は中国に次いで第二位の主要輸出国です。主な輸出品は、コンピューター・電子機器、石油・ゴム製品、農産品等となっています。輸入については、米国は、中国、日本、EU に次ぐ第四位の輸入国であり、コンピューター・電子機器、輸送機器、化学製品等が主要な輸入品となっています。また、タイ米国商工会議所に加入している米国企業は 2017 年末現在で 656 社となっており、経済面では緊密な関係を維持しています。一方、政府レベルでは、現政権が軍事政権であることから、両国は近年やや冷めた関係となっていました。「タイ米友好 200 年」を演出しているのは、実は在タイ米国大使館です。「タイ米友好 200 年」を契機に、両国の関係改善が進むのかもしれませんが。



### 3. 中国:「チャイナビジネスセミナー&交流会 in 上海 2018」

上海駐在員事務所 浅野耕示

3月8日(木)に「チャイナビジネスセミナー&交流会 in 上海 2018」を、当行を含む地方銀行6行で開催しました。今回は、このイベントの様子をご紹介します。

#### ■上海に拠点を有する地方銀行6行の協力により開催

今回のイベントは当行の他、滋賀銀行(滋賀県)、第四銀行(新潟県)、中国銀行(岡山県)、西日本シティ銀行(福岡県)、東京TYフィナンシャルグループ(東京都民銀行、八千代銀行、新銀行東京)の6行により開催致しました。各行のお取引先のうち、上海近郊に拠点を持たれているお取引先を中心に合計119社、149名の方にご参加頂きました。参加企業の業種は、製造業が約5割を占め、これに卸売・貿易業(約2割)、運輸・サービス業(約1割)が続きました。

各行のお取引先は上海を中心とした華東地域に数多く進出されています。今回のイベントは、日本全国の各地銀のお取引先に効率的な情報収集・交流を行って頂く機会と考え、各行が協力して開催したもので、当行は今回で4回目の共催となります。

#### ■第1部セミナー、第2部名刺交換会・交流会の二部構成

第1部では、中国・香港で事業展開する際の企画・販促・販売手法をサポートするコンサルティング業務を行っている ingnext 株式会社の狩野浩治氏による「あなたが知らない中国はここにある～本音で暮らす中国を知る～」と題したセミナーを開催しました。第2部の名刺交換会・交流会では、事前に名刺交換を行いたい相手企業を参加企業にお伺いしたうえで開催し、今後のビジネスの発展や情報交換の場として、ご利用頂きました。



【交流会の様子】

#### ■所感

参加企業の販売ニーズが旺盛なことは当然ですが、半数超の企業が調達ニーズを持っており、新たな取引が期待できる企業と出会うことができるよう、積極的に参加企業と名刺交換している姿が会場の至るところで見られました。こうした、日系企業の経営・管理層の方が多数参加されるイベントにおいては、今後のビジネス発展の場となることや、思わぬ発見や出会いが期待できるのではないのでしょうか。

当行では、今回のような日系企業同士のイベントのほか、上海、広州、大連での中国企業も絡めた商談会や上海市浦東新区の当行上海駐在員事務所での勉強会など、海外ビジネスに取り組まれるお客さまに役立つ様々な企画を計画していく予定ですので、積極的にご参加賜りますようお願い申し上げます。



## 4. ベトナム:「持続的な経済発展に向けたもう一つの取組み」

ベトナム投資開発銀行 ジャパンデスク 大橋豪

先日、ベトナム大手銀行幹部と面談する機会があり、今年のベトナム経済見通しについて伺ったところ、「今年もベトナム経済は発展していく。引続き官民挙げて経済成長に向けた取組みが積極的に行われるだろう。」と力強く語られました。ベトナム統計総局が発表した2017年通年の国内総生産（GDP）実質成長率は前年比6.81%と、前年の6.21%を上回り、08年以降で最高となっています。2018年も6%台の高い水準が維持される見通しであり、日本や韓国をはじめ外資による積極的かつ継続的な投資を背景に、今後も高い成長率が見込まれています。また、2018年にはベトナム初の国産車の製造が始まる見通しであるほか、観光地として有名なベトナム東北部のハロン湾周辺で3,000億円規模の大型観光不動産開発も着手される見通しなど、多くの大型案件が実施される計画にあります。冒頭の幹部は、ベトナムの経済発展に盤石の自信を持つ一方、面談の最後に、「持続的な経済発展には汚職を減らしていくことが最も重要だ。」と述べ、経済発展の裏で未だ残る汚職の撲滅こそが、真の経済発展に繋がっていくとの持論を展開されました。

世界各国の汚職を監視している非政府組織（NGO）のTransparency Internationalが発表した2017年版腐敗認識指数で、ベトナムは180の国と地域中107位となっています。16年の176の国と地域中113位から6ランク上昇。ベトナムの指数は12年から15年まで31で横ばいとなっていたましたが、16年に33、17年は35に上昇しました（2017年の首位は指数89のニュージーランド）。

昨年、最高指導者であるチョン共産党書記長が行政改革を宣言し、40万人の公務員削減など具体策を発表。ベトナムの行政組織は既得権益の塊といわれ、縁故採用、賄賂文化が根付いており、2010年に163万人だった公務員は16年に1.7倍の280万人になるなど肥大化が続いていました。今年に入り、ベトナム政府査察機関はフランスの汚職防止対策機関と汚職防止対策に関する協力覚書を締結。また、一昨年には公務員に対し旧正月に実施されるベトナムの伝統的な風習（日本ではお歳暮などに相当）を禁止するなど、国民意識の向上に向けた取組みを強化しています。

海外ビジネスにおいて、現地政府・公的機関・国有企業等の汚職・腐敗の問題は、現地に進出している企業活動に大きな影響を与えます。一般的にどの国でも公務員などに対する贈賄などを禁止しており、実際に厳しい罰則を課す国も多く、外国公務員への贈賄禁止についてはOECD外国公務員贈賄防止条約が1999年2月に発効し、OECD加盟国を中心に昨年10月時点で日本、アメリカ、イギリスなど43カ国が締結。この中にはベトナムはじめASEAN諸国の加盟はなく、今後世界基準の汚職撲滅体制強化が期待されます。更なる経済成長が期待されるベトナムではありますが、三権分立による権力相互間の抑制機能はなく、裁判所を含む司法は政治的影響を強く受けることになり、法令の解釈権は裁判所ではなく国会にあるとされています。汚職撲滅に向けた機運が高まる今こそ、ベトナム国民自身が意識改革を行い、健全な社会を構築するための法整備等を実施していくことが、持続的な経済発展に繋がっていくものと考えます。

ASEANの腐敗認識指数

国名	総合順位		指数	
	2016年	2017年	2016年	2017年
シンガポール	7	6	84	84
ブルネイ	41	32	58	62
マレーシア	55	62	49	47
インドネシア	90	96	37	37
タイ	101	96	35	37
ベトナム	113	107	33	35
フィリピン	101	111	35	34
ミャンマー	136	130	28	30
ラオス	123	135	30	29
カンボジア	156	161	21	21
日本	20	20	72	73

出所：Transparency International

※2016年は176の国と地域、2017年は180の国と地域

※指数は0～100



【ハノイ市中心部にあるベトナム最高人民裁判所】

## 5. インドネシア:「インドネシアにおける外国人労働者雇用について」

バンクネガラインドネシア ジャパンデスク 中嶋幸人

### ■外国人労働者雇用の現状

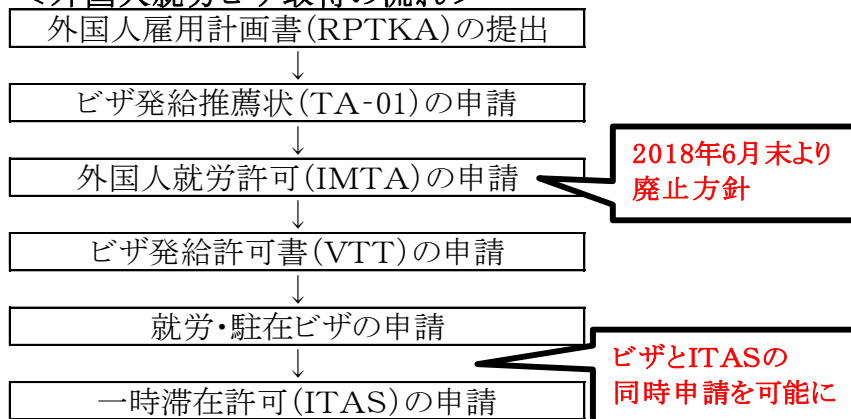
約2億6,000万人の人口を誇るインドネシアでは、会社などに属さず、日銭を稼ぐ「不完全労働者」が人口の約3割を占めると言われています。従って、インドネシア政府は自国民の就労を優先させるため、外国人労働者の受け入れについては、消極的な姿勢を取っています。外国人労働者を受け入れる業種については、インドネシアにとって技術の享受が期待できる製造業に対しては寛容な一方、非製造業に対しては厳しい状況のようです。

外国人就労ビザの取得には、現在右記の手続きが必要とされています。各書類の提出先も労働省、投資調整庁、入国管理総局とそれぞれやりとりが必要であり、一連の手続きはスムーズに進んでも数ヶ月程度かかるとされています。

一般的に外国企業は、ビザ申請に係る手続きを現地のコンサル等に依頼す

ることが多く、直接当局とやりとりすることは少ないですが、外国企業や労働者本人にとって、就労ビザの取得は煩雑で手間のかかる手続きであると言えます。

#### <外国人就労ビザ取得の流れ>



### ■外国人労働者雇用手続きの簡素化

ジョコ・ウィドド大統領は先日、大統領規定で外国人労働者雇用手続きを簡素化し、2018年6月末からのIMTA申請の廃止および、就労・駐在ビザとITASの同時申請を可能にすることを決定しました。これにより、従来よりも迅速な雇用手続きが可能となる予定です。この決定に関し、労働大臣は「(外国人労働者雇用の)コントロールを残しつつ、より手続きを迅速化するものだ」と発言し、投資の活性化が見込める一方で、インドネシア人労働者への影響はないことを強調しました。簡素化の背景としては、いわゆる技術職の外国人労働者が不足しており、今回の規定により、専門職の外国人労働者不足解消につなげたいとの狙いがあるようです。

しかしながら、インドネシアでは外国人就労に関する規定を巡り、政府の方針が二転三転することや、ルールが実際に運用されていないといった状況が往々にして起こっています。そのため、日系企業をはじめとする外国法人や外国人就労者はその対応に振り回されています。今回の大統領規定によりその状況が一変することは考えづらいですが、私たち外国法人にとって、雇用手続きの簡素化は歓迎すべき内容と言えます。

## 6. ニューヨーク:「米国の住宅ローン事情」

三菱UFJ銀行 ニューヨークトレーニー 尾美康明

ニューヨークといえば、ご存知の通り物価、特に家賃の高い街です。筆者も赴任当初、自身が暮らすためのアパート探しに苦勞したことを覚えています。さて、今回は米国の住宅事情と住宅ローンの動向についてお話しします。

### ■ニューヨークのアパートの状況

人口増加による需要の高さ、アパートの家主が負担する諸経費(ローン支払、固定資産税等)の増加などにより、ニューヨークの家賃は上昇傾向にあり、2004年から2017年にかけて1.5倍にまで上昇していると試算されています。東京都内で賃料が最も高いとされる港区が1LDKで月額19万円程度であるのに対し、ニューヨーク市内の物件が平均2,700ドル前後で推移していることを考えると、ニューヨークの賃料水準の高さが伺えます。ここ数年は賃貸物件の供給増により賃料の上昇率は高止まりにありますが、供給がひと段落ついた段階で、引き続き需要の高さに支えられ、賃料は上昇するのではないかと筆者は考えています。

### ■米国での住宅購入

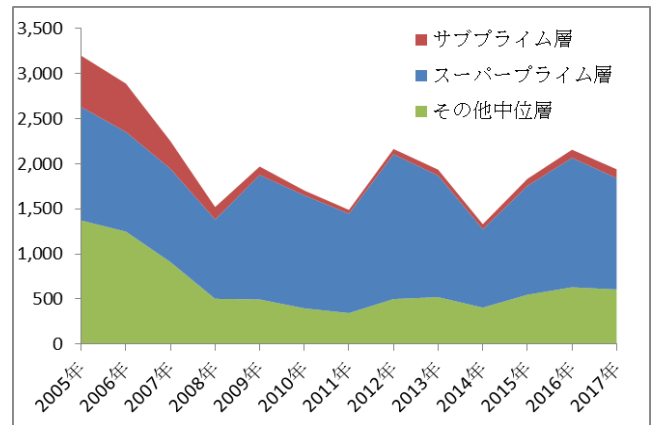
上記のような家賃の上昇を受けて、米国では住宅を購入する傾向が見られ、米国ではリーマンショック以降住宅販売件数は増加しています。米国でも住宅の購入に銀行のローンが利用されますが、年々賃料が上がっていくエリアでは、ローン金利の支払負担が発生しても、ローンを組んで一定の金額を返済するとともに、住宅ローン金利および固定資産税の所得税控除の制度を活用することで、賃貸よりも支払額を抑えられる場合もあります。

また新築志向の強い日本と比較して、中古住宅への抵抗感がない米国では物件の価値は下がりやすく、住宅の購入は資産形成としての意味合いもあります。

### ■米国の住宅ローン

米国の住宅ローンについても日本と同様に、事前審査承認(仮承認)を得たうえで物件の売買契約を結び、正式に住宅ローンを実行する手続きとなります。年収や年収に対する借入額などが銀行側の審査項目となる点は日本と同じですが、消費者の信用力を数値化したクレジットスコア(※)を重要視する点が米国の特徴です。住宅ローンの金利は現在平均して4%程度ですが、クレジットスコアによって適用される金利も変わってきます。2006年のサブプライム住宅ローン危機以降、住宅ローンの規制の見直しにより、銀行の審査基準が厳格化されたため、サブプライム層向けの住宅ローンは大幅に減少しています。一方で厳格化された審査基準は、住宅販売の伸びを鈍化させ米国経済を支える個人消費に影響を与えることから、今後のトランプ大統領政権の金融規制緩和の動向に注視していく必要があります。

米国住宅ローン実行額推移(単位:10億ドル)



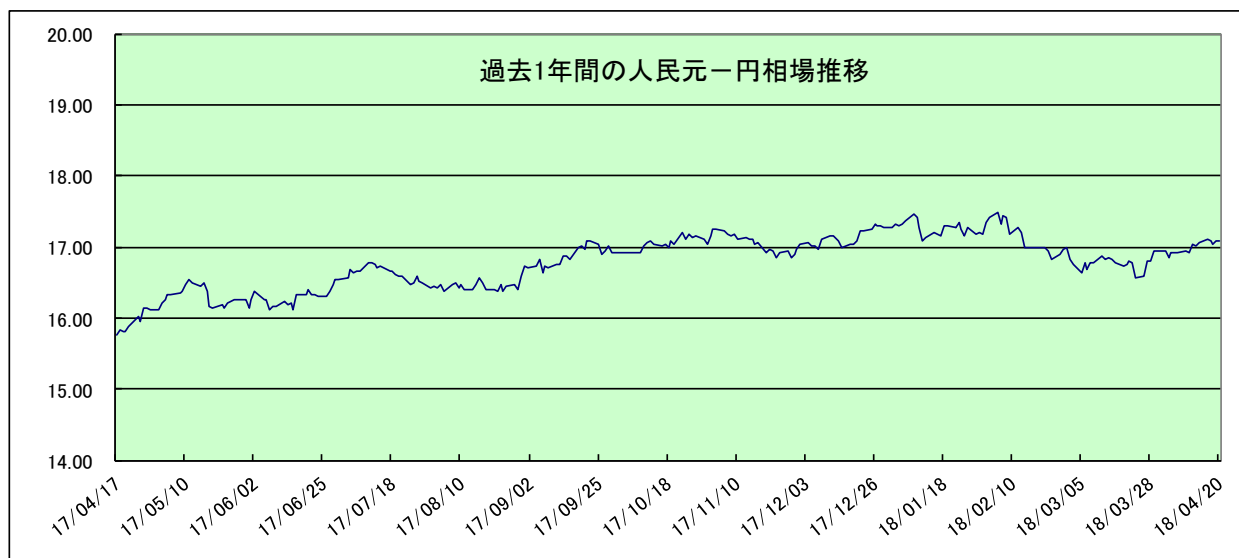
(※) クレジットスコアは、米国のシステム大手であるフェアアイザック社が開発した FICO スコアがベースとなっており、個人の信用度を 300-850 点で格付するもの。平均は 680 点程度とされる。

## 7. 為替相場情報

(1) 人民元一円為替相場(中国人民銀行公表仲値)

(単位:1人民元当たりの日本円)

(月)		(火)		(水)		(木)		(金)	
3月26日	16.58457	3月27日	16.79543	3月28日	16.79007	3月29日	16.94599	3月30日	16.93021
4月2日	16.93566	4月3日	16.83643	4月4日	16.92763	4月5日	-	4月6日	-
4月9日	16.94513	4月10日	16.91933	4月11日	17.03665	4月12日	17.00449	4月13日	17.05990
4月16日	17.09782	4月17日	17.07126	4月18日	17.04710	4月19日	17.07738	4月20日	17.08526



上記表、及びグラフはこの公表仲値を便宜的に1人民元当たりの日本円へ換算し直した相場です。  
そのため、正式な人民元相場が必要な場合は、中国人民銀行にお問い合わせ下さい。

(2) ドル一円為替相場(当行公表仲値)

(単位:1ドル当たりの日本円)

(月)		(火)		(水)		(木)		(金)	
3月26日	105.00	3月27日	105.59	3月28日	105.50	3月29日	106.90	3月30日	106.27
4月2日	106.30	4月3日	105.84	4月4日	106.54	4月5日	106.83	4月6日	107.22
4月9日	106.87	4月10日	106.75	4月11日	107.10	4月12日	106.91	4月13日	107.41
4月16日	107.51	4月17日	107.08	4月18日	107.20	4月19日	107.49	4月20日	107.48

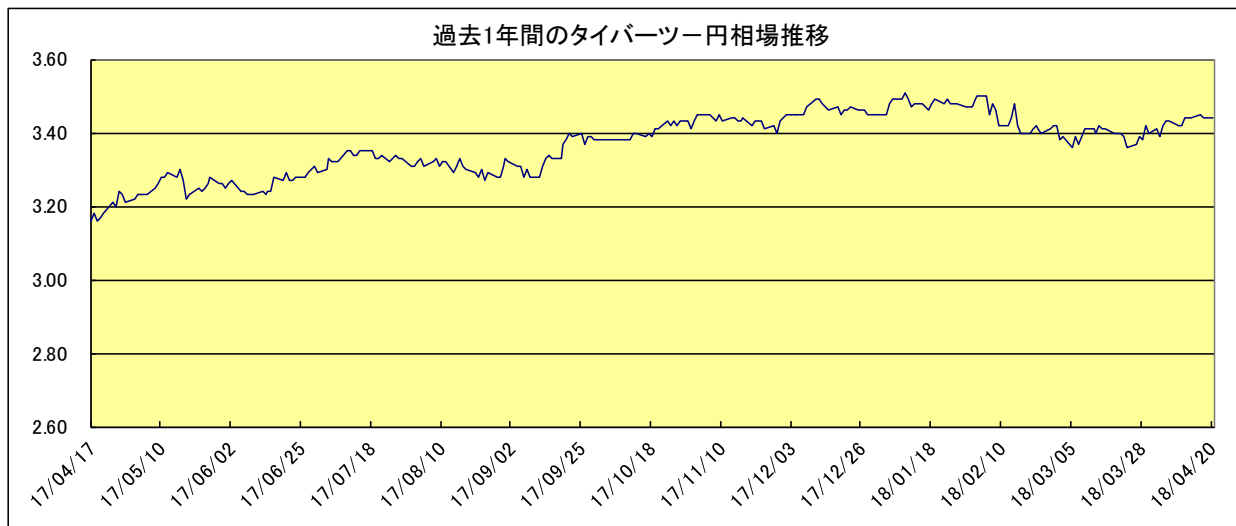




(3) タイバーツ-円為替相場(当行公表仲値)

(単位: 1バーツ当たりの日本円)

(月)		(火)		(水)		(木)		(金)	
3月26日	3.3700	3月27日	3.3900	3月28日	3.3800	3月29日	3.4200	3月30日	3.4000
4月2日	3.4100	4月3日	3.3900	4月4日	3.4200	4月5日	3.4300	4月6日	3.4300
4月9日	3.4200	4月10日	3.4200	4月11日	3.4400	4月12日	3.4400	4月13日	3.4400
4月16日	3.4500	4月17日	3.4400	4月18日	3.4400	4月19日	3.4400	4月20日	3.4400



(4) インドネシアルピア-円為替相場(参考値)

(単位: 100ルピア当たりの日本円)

(月)		(火)		(水)		(木)		(金)	
3月26日	0.7600	3月27日	0.7700	3月28日	0.7700	3月29日	0.7800	3月30日	0.7800
4月2日	0.7800	4月3日	0.7700	4月4日	0.7800	4月5日	0.7800	4月6日	0.7800
4月9日	0.7800	4月10日	0.7800	4月11日	0.7800	4月12日	0.7800	4月13日	0.7800
4月16日	0.7800	4月17日	0.7800	4月18日	0.7800	4月19日	0.7800	4月20日	0.7800

